

WTO農業交渉モダリティ 1次案改訂版の概要

注1：[]内は数字の例示や選択肢を示すために使われている。

注2：1次案からの変更箇所は見え消しのとおり。

1. 前 文

- ・主要な分野については、2月の交渉において各国の立場が大きく離れていたため、議長として1次案を大幅に修正するための十分な指針を得られなかった。したがって、このペーパーは、1次案の一部の項目についての最初の、限定的な改訂版と考えられるべき。
- ・モダリティを3月31日までに確立するためには、技術的な作業の継続とともに、広範な支持を得られる解決策を見い出すための真剣な交渉に臨む用意が各国に求められる。

2. 市場アクセス

(1) 関税

- ・全農産物の単純平均により[5]年間で以下の方式により削減する。
 - [90]%より高い関税は、平均[60] %、最低[45] %
 - [90]%以下で[15]%より高い関税は、平均[50] %、最低[35] %
 - [15]%以下の関税は、平均[40] %、最低[25] %
- ・加工品の関税がその非加工品よりも高い場合には、加工品の関税を非加工品よりも大幅に少なくとも[30%増しで]削減する。
- ・非従価税については、~~1999-2001~~最近5カ年のうち最高と最低を除く3カ年の外部基準価格により従価税相当量を算出する。

(途上国)

- ・先進国は、熱帯産品の完全な貿易自由化を含む途上国の関心品目に対するアクセス改善を通じ、途上国のニーズに十分な関心を払う義務を負う。
- ・途上国は、食料安全保障等の観点からの戦略的特別の品目を指定し、それ以外の品目については、単純平均により[10]年間で以下の方式により削減する。
 - [120]%より高い関税は、平均[40] %、最低[30] %
 - [120]%以下で~~20~~ 60] %より高い関税は、平均~~33~~ 35] %、最低~~23~~ 25] %
 - [60]%以下で[20] %より高い関税は、平均[30] %、最低[20] %
 - [20] %以下の関税は、平均~~27~~ 25] %、最低~~17~~ 15] %
- ・途上国の戦略的特別の品目は、単純平均により[10]年間で平均[10] %、最低[5] %削減する~~〔特別セーフガードの対象とした品目を除く。〕~~

(2) 特惠制度

- ・特惠受益途上国の輸出上重要な品目に対する特惠に影響を与える関税削減については、特惠の供与国は[5]年間の代わりに[8]年間で実施し、削減の開始を実施期間の[3]年目に延期することができる。輸出上重要な品目とは、当該途上国の全商業輸出の最低~~25~~ 20] %を占めるものとする。

(3) 関税割当

関税割当数量

- ・最終譲許の関税割当数量が国内消費量の[10] %に満たない場合には、同割合まで拡大する。
- ・関税割当対象品目の4分の1を上限として、同数の品目について数量を[12] %に拡大することを条件に、一部の品目について数量の拡大を[8] %に止めることができる。
- ・最新の国内消費量は1999-2001年又は最新の3カ年平均とする。
- ・関税割当数量の拡大は[5]年間で毎年等量に実施する。

(途上国)

- ・戦略的特別の品目については関税割当数量の拡大を要求されない。
- ・その他の品目については、最終譲許の関税割当数量が国内消費量の[6.6] %に満たない場合には、同割合まで拡大する。
- ・関税割当対象品目の4分の1を上限として、同数の品目について数量を[8] %に拡大することを条件に、一部の品目について数量の拡大を[5] %に止めることができる。
- ・関税割当数量の拡大は[10]年間で毎年等量に実施する。

枠内税率

- ・加工・未加工を問わない熱帯産品及び麻薬となる不法作物等からの転作にとって特に重要な品目に対する枠内無税の供与、並びに最近[3]カ年平均の枠消化率が[65]%未満の品目を除いて、枠内税率の削減を求められない。

(途上国)

- ・途上国は、最近[3]カ年平均の枠消化率が[65]%未満の品目を除いて、枠内税率の削減を求められない。

(4) 関税割当運用

- ・更なる検討を行うものとして一定の規律に服する。＜別添 1＞

(5) 特別セーフガード

- ・先進国に対しては適用を[更なる関税削減の実施期間の終了時に][更なる関税削減の実施期間の終了後の[2]年後に]停止する。

(途上国)

- ・~~[戦略的作物以外に適用される関税削減を行った]~~戦略的品目に対しては、~~途上国は現行の特別セーフガードを適用し得る。技術的検討が行われている途上国に対する新たな特別セーフガードは、~~適当な段階で追加する。

(6) 輸入国家貿易企業

- ・更なる検討を行うものとして一定の規律に服する。＜別添 2＞

(7) その他の市場アクセス問題

- ・ドーハ閣僚宣言に明記された非貿易的関心事項については、本案の様々な部分で考慮されているものの、概観ペーパーに明示された非貿易的関心事項及びその他の市場アクセス問題については、更に検討する。

3. 輸出競争

(1) 輸出補助金

- ・輸出補助金約束の対象となる全農産物の最終譲許金額の最低[50]%に至るまで積み上げた農産物の各品目については、金額と数量の最終譲許水準(100)を、1年目の初めに70の水準、2年目の初めに49の水準等として段階的に削減し、6年目の初めに撤廃する。
- ・残りの品目については、金額と数量の最終譲許水準(100)を、1年目の初めに75の水準、2年目の初めに56の水準等として段階的に削減し、10年目の初めに撤廃する。

(途上国)

- ・輸出補助金約束の対象となる全農産物の最終譲許金額の最低[50]%に至るまで積み上げた農産物の各品目については、金額と数量の最終譲許水準(100)を、1年目の初めに75の水準、2年目の初めに56の水準等として段階的に削減し、11年目の初めに撤廃する。
- ・残りの品目については、金額と数量の最終譲許水準(100)を、1年目の初めに80の水準、2年目の初めに64の水準等として段階的に削減し、13年目の初めに撤廃する。

(2) 輸出信用

- ・更なる検討を行うものとして一定の規律に服する。＜別添 3＞

(3) 食料援助

- ・更なる検討を行うものとして一定の規律に服する。＜別添 4＞

(4) 輸出国貿易企業

- ・更なる検討を行うものとして一定の規律に服する。＜別添 5＞

(5) 輸出制限・輸出税

- ・食料に対する新たな輸出禁止、輸出制限、輸出税の賦課は、ガットの規定に基づくものを除いて禁止する(ただし、ガット11条2項(a)(国内産品の不足防止)に基づく輸出制限は禁止の対象とする)。

(途上国)

- ・途上国に対しては、上記の規律は適用せず、農業協定12条(輸出制限の際の通報等)の規律及びガットの関連条項を引き続き適用する。

4. 国内支持

(1) 緑の政策

- ・一定の改定を条件として、農業協定付属書2(緑の政策の要件)の条項を維持する。＜別添 6＞

(途上国)

- ・農業協定付属書 2 について一定の拡大を行う。

(2) 農業協定 6 条 2 項

- ・農業協定 6 条 2 項(途上国に対する国内支持削減の例外)を維持した上で一定の拡大を行う。

(3) 青の政策

- ・青の政策は、~~[1999-2001年直近の通報水準で上限を設け、その水準で譲許した上で、毎年等量で 5 年間に [50] %削減する]~~ [現行の総合AMSに算入する]。

(途上国)

- ・[毎年等量に [10] 年間で [33] %削減する] [実施期間の 5 年目から総合AMSに算入する]。

(4) 黄の政策

- ・総合AMSにより毎年等量で [5] 年間で [60] %削減する。
- ・品目毎のAMSは、~~1999-2001年~~年平均の水準を上回らないこととする。

(途上国)

- ・毎年等量に [10] 年間で [40] %削減する。

(5) デミニミス

- ・先進国の現行 5 % のデミニミスは、[5] 年間で毎年 [0 . 5] % ずつ削減する。

(途上国)

- ・途上国の現行10%のデミニミスは維持する。

5 . 後発開発途上国

- ・上記に加えて、後発開発途上国は削減約束を求められない。
- ・先進国は、後発開発途上国からの全輸入に対して無税・無枠を供与[するよう努める] [する義務を負う]。

6 . その他

(1) 新規加盟国

- ・~~1999-2001年直近の通報水準で上限を設け、その水準で譲許した上で、毎年等量で 5 年間に [50] %削減する]~~ [現行の総合AMSに算入する]。
・~~1999-2001年直近の通報水準で上限を設け、その水準で譲許した上で、毎年等量で 5 年間に [50] %削減する]~~ [現行の総合AMSに算入する]。

(2) その他

- ・島嶼国、脆弱国、移行国等特定のグループに対する追加的な柔軟性のあり方について更に検討する。

< 別添 1 >

関税割当運用 (概要)

1 . 一般的要件 (抜粋)

- 抱き合わせの禁止
- 季節的な制限の禁止
- 関税割当対象の一部品目の輸入を排除するような運用、加工品や最終消費者への販売のための輸入を制限するような運用の禁止

2 . 具体的要件 (抜粋)

- 関税割当数量は、年度開始の十分前に輸入者に配分されなければならない。
- 関税割当を申請した、小売業者、およびその他の実需者に関し、いかなる制限も課してはならない。また、枠の利用を妨げるような条件、手続を課してはならない。
- 利用されなかった関税割当数量は、再配分されなければならない。

3 . この規定は、国家貿易企業によって運用される関税割当にも適用される。

< 別添 2 >

輸入国家貿易企業 (概要)

- 加盟国は、輸入国家貿易企業が、W T O 協定と整合的に運営されることを確保する。
- 加盟国は、政府の輸入企業が、市場アクセスの譲許及び非関税障壁に関する約束の利益を無効にしたり損うように運営されないことを確保する。
- 政府の輸入企業を設立又は維持する加盟国は、当該政府輸入企業が、農業委員会が定める様式及

び間隔で、当該企業の運営についての関連情報を通報する。

< 別添 3 >

輸出信用規律 (概要)

- 期間・支払条件
 - ・ 最長償還期間：6 ヶ月 / 180 日（繁殖牛、農業用植物の種子等、開発途上国向け農産物輸出等については別途規定）
 - ・ 最低貸出金利：市場利率 + 利ざや（spread）以上（公的金融助成の場合）
- 規律に適合しない輸出信用
 - ・ 農業協定上輸出補助金に含まれ、削減対象とする
 - ・ 助成金額の削減約束：当該年に供与される規律に適合しない輸出信用による助成金額の最大水準を削減
 - ・ 輸出量の削減約束：当該年において規律に適合しない輸出信用が供与された農産物の最大輸出量を削減
 - ・ 償還期間の削減：実施期間中助成を受ける規律に適合しない輸出信用の償還期間の最大の長さを通減
- 非常時の例外
 - ・ 非常時の定義：加盟国経済及び財政における突然かつ重大な悪化
 - ・ 非常時においては、新規律よりも緩やかな与信条件の供与を輸出国に要請できる。
- 特別のかつ異なる待遇（S & D）
 - ・ 償還期間：長期の償還期間（[] ヶ月まで）

< 別添 4 >

農業協定第10条4項<食料援助> (概要)

- 現物であるか、食料購入のための財政的贈与であるかに拘わらず、国際食料援助を供与する加盟国は、次のことを確保する。
 - ・ 自然災害等から生じる緊急時又は重大な食料ニーズに対応するための食料援助の場合には、かかる援助が、国際連合食料援助専門機関、他の地域的・国際的な政府間機関、若しくは非政府の人道組織等からのアピール等に応えるためのものか、又は、自然災害直後の食料需要を満たすための緊急食料援助のための二国間での要求に応えるためのものとして、贈与されること。
 - ・ 食料援助は、完全に無償によってのみ供与されること。
- 加盟国は、食料援助実施の産品、数量、目的地、経路、その他の関連する条件及び食料援助の供与形態について通報する。
- 上記要件に合致しない食料援助取引は、輸出補助金削減約束の回避と見なされる。

< 別添 5 >

輸出国貿易企業 (概要)

- 加盟国は、輸出国貿易企業が、WTO協定と整合的に運営されることを確保する。
- 加盟国は、輸出補助金に係る約束を迂回するような方法で、政府の輸出企業が運営されないことを確保する。この目的のために、加盟国は以下を約束する。
 - (i) 政府輸出企業による輸出が、国内生産者に対する当該企業の支払い価格よりも安い価格で行われないことを確保する
 - (ii) 農産物の輸出に関心を有する他の者の権利を制限しない
 - (iii) ある農産物の全輸出のうちかなりのシェアを輸出している政府輸出企業に対して、政府の助成金等を含む特別の財政的特権を認めない
- 政府輸出企業を設立又は維持する加盟国は、農業委員会が定める様式及び間隔で、当該企業の運営についての関連情報を通報する。

農業協定付属書 2 < 緑の政策 > (概要)

- デカップリング支払等に係る基準期間の固定及びその通報
- 環境に係る施策による支払の拡大 (動物愛護を対象とする)

(問合せ先)

総合食料局国際経済課 遠藤
03-3502-8111 (代表) 3271 (内線)
03-3501-4079 (直通)